

第44回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 令和6年3月26日（火）午後3時00分～午後4時10分

2 場 所 石巻市防災センター 2階 多目的ホール

3 1号委員 高橋 武徳委員
三浦 孝一委員（欠席）
丸岡 泰委員
白土 典子委員
畠山 雄豪委員
2号委員 阿部 浩章委員
遠藤 宏昭委員
千葉 正幸委員
櫻田 誠子委員
3号委員 斎藤 喜浩委員（欠席）
本郷 雅俊委員
赤間 博之委員（代理 佐藤康治 交通課長）
苅谷 智大委員
田中 雅子委員（途中参加）
斎藤 志穂委員

事務局	市長	斎藤 正美
建設部	部長	梶原 正義
	理事兼次長	阿部 義憲
	次長	佐藤 一弘
	参事兼都市計画課長	安藤 隆
	課長補佐	木村 貴俊
	課長補佐兼都市計画係長	相原 春彦
	技術主幹	後藤 寛
	主任技師	佐島 優貴恵
	主任主事	橋本 丈史
	主任主事	関根 愛

傍聴者 1名

4 報 告

石巻広域都市計画区域の変更（県決定）における意見照会について（東松島市分）

5 議題

諮問 石巻市立地適正化計画（案）について

6 議事の概要 事項のとおり

7 会議経過

午後3時 開会

【司会】

会議の開会に当たり、皆様にお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。

また、本日の「次第3、報告」の以降、会議での写真等の撮影・録画・録音は、事務局が行うものを除き、御遠慮いただいておりますので、御協力をお願いします。それでは、ただ今から第44回石巻市都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、石巻市建設部都市計画課 相原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、本日の資料を確認させていただきます。本日の次第、石巻市都市計画審議会委員名簿、座席表、報告事項及び参考資料、石巻市立地適正化計画（案）（本編及び概要版の2部構成）、報告資料、スケジュール説明資料、意見記入用紙、今回が委員として初めてという方に、石巻市都市計画総括図、石巻市都市計画マスタープラン及び概要版を1部お配りしております。以上、資料等に不足はございませんでしょうか。

それではここで、前回の審議会以降、委員の異動がございましたので、新しい委員に齋藤市長から委嘱状を交付させていただきます。お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場にてご起立をお願いします。

赤間博之様、本日は代理で佐藤康治様に出席頂いております

ここで、代理出席について委員の皆様にお諮りいたします。代理出席の方については、行政機関からの選出委員であり、本日の会議について委員名での委任状を提出頂いております。従いまして、本日開催の審議会の委員として、御承認頂く事でよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

【司会】

それではここで、本日の審議会の成立について御報告を申し上げます。石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないことになっております。本日は、委員15名中、本人出席11名、代理出席1名で、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。それではここで、齋藤市長からあいさつ申し上げます。

【市長】

第44回石巻市都市計画審議会の開催にあたり、一言御挨拶をさせて頂きます。本日は、年度末という大変お忙しい中、また雨の中足元の悪い中御出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本日の審議会は、前回の石巻市都市計画審議会において御説明させて頂いた「石巻市立地適正化計画（案）」について、正式に本審議会に諮問させて頂くものです。本計画案においては、「歩いても暮らすことができ、持続的に発展する成熟都市」を将来の都市像として掲げ、まとまりのある市街地形成、拠点の魅力を向上することで、質の高い都市環境を確保し、各地域が持つ特性を活かした豊かな暮らしや市全体の持続的な成長、発展を目指すこととしております。現在の市民の暮らしを大切にしながら、20年後、40年後の将来にわたり「この街に生まれて、住んで良かった」と幸福を感じられるよう、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進める計画として取りまとめましたので、委員の皆様の忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。令和6年3月26日、石巻市長齋藤正美。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

ここで、大変申し訳ありませんが、齋藤市長は別公務のため退席させていただきますので、次第の4で御説明する予定の「石巻市立地適正化計画（案）」について、当審議会への諮問書を、市長より丸岡会長へお渡しいただく事とします。

（齋藤市長から丸岡会長へ諮問書の手交）

ありがとうございました。齋藤市長は、ここで退席させて頂きます。それでは、ここからは、丸岡会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【丸岡会長】

それでは次第の3、報告についてから始めます。事務局から、石巻広域都市計画区域の変更（県決定）における意見照会（東松島市分）について、報告をお願いします。

【事務局】

建設部都市計画課長の安藤と申します。宮城県の決定案件である、石巻広域都市計画区域の変更について御報告させていただきます。大変申し訳ありませんが、着座にて説明させて頂きます。本日の資料、右上に「報告事項」、「参考資料」と記載された綴りを御用意願います。まず、「都市計画区域」とはどのようなものなのか、簡単に御説明いたしますので、参考資料の「宮城の都市計画」と書かれたパンフレットをお開きください。

表紙裏のページに「都市計画区域」の説明がございます。「都市計画区域」とは、「健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保する」という都市計画の基本理念を達成する

ために、都市計画法などが適用される区域の事をいい、市町村の行政区域にとらわれるものではなく、市街地の広がりや生活圏域なども考慮し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域を都道府県が指定するもので、県内には35市町村のうち33市町村で12の都市計画区域が指定されています。本市においては、石巻広域都市計画区域と、河北都市計画区域があります。

次のページの3に、都市計画の内容が記載されており、都市計画区域で様々な計画や地域、地区が定められる事となります。詳細の説明については今回は割愛させていただきます。

それでは、今回宮城県から意見照会のありました「石巻広域都市計画区域の変更」について御説明いたします。報告事項の綴り、用紙3枚をめくって頂き、1ページを御覧ください。

1、都市計画区域の名称は、石巻広域都市計画区域となっております。2、都市計画区域に新たに含まれる土地の区域と、3、都市計画区域から除外される土地の区域は、次の2ページに記載してある表のとおり、東松島市と美里町の区域であり、石巻市分については都市計画区域自体に変更はございません。戻りまして1ページ、4の「変更理由」を御覧ください。変更理由については記載のとおりであり、東松島市、石巻市、美里町の2市1町の市町境について、ほ場の土地形状の変更に合わせて見直しを行った事に伴い、旧市町境に設定されていた都市計画区域を新たに設定した市町境に変更を行うものであります。変更する地区については、4ページの位置図、5ページの区域図、6～9ページの計画図のとおりとなっております。東松島市分については、新たに都市計画区域に編入する面積9.2ヘクタール、都市計画区域から除外する面積9.2ヘクタールで、都市計画区域全体の面積は27,001ヘクタールで変更はございません。以上の案について、報告事項の表面のとおり、宮城県から令和6年1月29日付け、都市第560号で石巻市へ意見照会があり、今回の変更については東松島市と美里町の都市計画区域を変更するものであり、石巻市に直接的な関係はなく、変更内容を精査した結果、審議委員からの御意見を聴取する内容では無いと判断させて頂き、報告事項の2枚目にあるとおり、令和6年3月15日付けで異議のない旨回答を行っております事を御報告申し上げます。以上となります。

【丸岡会長】

ありがとうございました。委員の皆様から何かございますか。

【千葉委員】

意見と言うより確認なのですが、これはほ場整備事業によりまして、所謂市町村境が変更になったという事でよろしいのでしょうか。

【事務局】

はい、そのとおりでございます。

【丸岡会長】

他にございませんでしょうか。それでは報告どおり承認されたと処理させて頂きます。

それでは次に次第4に移ります。今回は石巻市長から諮問がありました、「石巻市立地適正化計画(案)」について取り扱うものです。石巻市が計画している「立地適正化計画(案)」に関しては、前回1月25日に開催した、第43回石巻市都市計画審議会で詳しく説明を受けましたが、それ以降、石巻市議会への説明、パブリックコメント、市民説明会を経て、今回当審議会へ正式な諮問がありました。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本日、諮問させていただきます「石巻市立地適正化計画(案)」につきましては、前回、第43回の当審議会でも中間報告ということで詳細に内容は御説明させていただきましたが、「立地適正化計画」の根拠法である都市再生特別措置法第81条第22項において「作成にあたっては、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない」とされておりまことから、本日、諮問させていただくものです。内容について御説明する前に、「立地適正化計画」を策定するにあたり、都市再生特別措置法において求められている「住民意見を反映させるための必要な措置」の取り組み状況について、前回の中間報告からの経過も含めて御説明させていただきます。まず、2月15日に開催されました市議会全員協議会において、計画案について御説明を行いました。2月19日から3月8日まで、パブリック・コメントを実施いたしました。あわせて、2月24日に昼の部、夜の部の2回に分け、市民向けの説明会を開催したところ、昼の部2名、夜の部3名の計5名の方に御参加いただきました。また、前回の当審議会で白土委員から御報告いただきました市民の方からの意見や、市民の皆様からの意見につきましては、代表的な御意見を懇談会の場で頂いております。内容につきましては、本日配布しております報告資料を御確認ください。

それでは、計画案について御説明させていただきます。皆様のお手元には本編と概要版を用意させていただきましたが、本編の章立てと概要版の章立ては同じ構成となっておりますことから、本日は概要版にて内容を御説明させていただきます。

それでは、概要版の1ページを御覧ください。まず、「はじめに」としまして「立地適正化計画」で何を目指しているかを記載してございます。「立地適正化計画」は「都市再生特別措置法」に基づき、市町村が策定するもので、全国的な人口減少、少子高齢化が進行する中において、持続可能な都市経営を可能とするため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を基軸においていたまちづくりを推進するべく、次に説明しますイメージ図にあるとおり、将来的な都市機能や居住を促進していくエリア、施策、誘導施設を定め、段階的に持続可能な都市構造へと変容させていく計画となっております。それでは、中ほどのイメージ図を御覧ください。都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は黄色の都市計画区域内において、赤色の『都市機能誘導区域』と呼ばれる「各種サービスの効率的な提供が図れるよう、鉄道駅周辺など都市の中心拠点や生活拠点に医療、福祉、商業等の都市施設を誘導する区域」と青色の『居住誘導区域』と呼ばれる「一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域」の2つのエリアを設定し、いわゆるコンパクトシティ形成に向けた取り組みを推進していくものです。

本市においては、「石巻市都市計画マスターplan」においても「コンパクトでネットワー

ク化された都市」の構築を基本理念として掲げており、立地適正化計画でも基本的なコンセプトとしております。「コンパクトでネットワーク化された都市」につきましては、右上の「立地適正化計画策定で期待される効果」に記載のとおり、生活サービス機能の確保による安心な暮らしを実現するコンパクトなまちづくりと地域公共交通と連携したネットワークの形成により、市民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化、都市経営コストの削減、災害への対応などを目指すものとしております。下段には「多極ネットワーク型コンパクトシティを目指して」と題して、石巻市が目指す「コンパクトでネットワーク化された都市」の概念図をお示ししております。先ほど、「立地適正化計画」は「都市計画区域内」で定めることができると「都市再生特別措置法」での法定事項を御説明しましたが、本市の「立地適正化計画」では後ほど御説明いたしますとおり、これまでの歴史的経緯や震災からの復興まちづくりを踏まえ、「都市計画区域外」についても計画書に記載させていただいており、それを概念的にお示ししますと、赤枠で記載の(4)の「求めるべき市街地像」となります。これまでのいわゆる「コンパクトシティ」で言われてきました一極集中による都市形成ではなく、中心的な拠点と地域の生活拠点を利便性の高い交通ネットワークで結ぶことで、生活サービス施設と居住地がまとまって立地しアクセスがしやすいだけでなく、地域住民にとっても自家用車に過度に頼ることなく、日常生活に必要なサービスは身近に存在する都市、を石巻市では目指しております。ここまで、まずは「立地適正化計画」の概要について御説明させていただきました。

それでは、2ページを御覧ください。これから先は、基本的な考え方と、現状分析等（とう）について御説明させていただきます。順番が前後しますが、まずは中段の『2番、計画の範囲と期間』と『3番、計画の位置づけ』を御覧ください。立地適正化計画につきましては、その計画期間として、国において概ね20年間の計画とすることと定められており、本市では策定済みの「石巻市都市計画マスタープラン」の計画期間と合わせて2040年度、令和22年度までとしております。また、計画の位置づけとしまして、「立地適正化計画」はより実効性の高い内容が含まれていることから、「都市計画マスタープラン」の高度化版とされており、各種計画とも整合を図る内容となっております。冒頭に戻りまして、計画期間は概ね20年後としておりますが、これまで約10年間の復興まちづくりで再構築したまちを次世代にしっかりと繋いでいくという観点と、概ね40年後の石巻市的人口推計が現在人口の約半分の6万人であるという二つの観点から、まず計画期間の20年間につきましては、これまでの都市基盤の最大限の活用と、将来的な人口規模を見据えたまとまりのある市街地形成を基本とした都市づくりに取り組んでいくことを目的として掲げさせていただいております。次に現状分析です。このまま下段を御覧ください。ここでは、本市の特性や社会情勢の変化についてまとめており、本市があの忌まわしい東日本大震災から復興した都市であることを最大限踏まえた上で、これまでの歴史や文化、さらにはコロナ禍による社会構造の変化の最中にあっても、新たな人材が流入し続けている成長都市であることを整理しております。

続きまして3ページを御覧ください。3ページでは都市構造分析として、施設の立地状況や市民生活行動、人口見通しをまとめております。まず、左側の図面を御覧いただきますと、

石巻駅周辺や蛇田地区にオレンジから赤の部分が多く、こちらに生活サービス施設が集積していることがわかります。次に右側の表を御覧いただきますと、それに合わせて、市民の皆さんがよく利用する場所としても、蛇田地区や石巻駅周辺の穀町、立町、中央地区が日常生活を支える拠点となっていることがわかります。最後に人口見通しですが、先ほども御説明しましたとおり、約40年後の2060年、令和42年には社人研推計によると現在人口の約半分の6万人と推計されており、立地適正化計画の計画期間である約20年後の2040年、令和22年では約9万7千人と推計されております。下段を御覧ください。ここまで現状分析等の結果を踏まえ、石巻市が抱える都市としての課題を3つの軸から7つの視点で整理しており、この整理結果に基づいて、現在世代にとっても、将来世代にとっても市民一人一人が「この街で生まれて、住んで良かった」と幸福を感じられるよう、緩やかに都市の構造を変化させ、切れ目なく取り組んでいく計画としてまとめさせていただいております。ここから先は、立地適正化計画の考え方について御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。1番、将来のまちづくりの考え方として、「歩いても暮らすことができ、持続的に発展する成熟都市」を将来都市像として掲げ、「3つの都市拠点の魅力向上とネットワークによる市全体の成長・発展」を目指す計画としております。この実現にあたっては、後ほど詳しく説明する、3つの都市の拠点に一定程度の生活サービス施設が維持され、それらが交通ネットワークで結ばれた都市を目指しており、2番、段階的な都市構造の考え方において、この将来都市像を概念化しております。この概念図のとおり、40年後を見据えながらこれから20年間の計画期間では、本市の特性と既存ストックを活かし続け、まとまりのある市街地形成と拠点の魅力向上を目指す計画としております。また、3番、基本的な考え方として、3つの視点から取り組むこととしており、多様なライフスタイルに応じて暮らし方、住まい方の選択が可能となる都市づくりを実現してまいります。

続きまして5ページを御覧ください。こちらでは全市的な40年間をかけて構築する段階的な暮らし方のイメージを記載しております。まず、一番上、現在の市街地の状況です。現在の人口規模から考えますと、一定程度コンパクトな市街地が本市には形成されておりますが、クルマ社会であることやライフスタイルの広域化、中心部の牽引力が低下している課題もあります。中段がこれから20年間の計画で取り組んでいく内容です。復興により整備されたまとまりのある市街地をしっかりと使わせていただき、生活サービス施設の維持と、ライフスタイルに応じた暮らし、住まい方を実現できるまちを目指していきます。最後に下段がさらに40年後の長期的に目指す将来都市像です。人口減少下においても、生活サービス施設が拠点に充足しており、その周辺にまとまりのある市街地が形成され、歩いて暮らせる都市を目指すとともに、交通ネットワークが充実し、各拠点が結ばれた生活利便性の高い持続性のある成熟都市となることを目指しております。

さらに、6ページにお進み下さい。只今御説明しました段階的なイメージをさらに具体的に都市構造のイメージとして地図に落とし込んでおります。20年後の都市構造のイメージとして、石巻駅周辺及び石巻河南インターチェンジ周辺を法定の『都市機能誘導区域』、本市では『サービス拠点形成エリア』という名称で位置づける拠点とともに、渡波駅周辺を「準都市拠点」として今後、法定の拠点化していくことを目指します。この3つの拠

点を中心的に結ぶ青色矢印のネットワークを地域連携軸とし、その周辺に黄色の『居住誘導区域』、本市では『都市型居住促進エリア』という名称で位置づける、生活利便性の高いエリアを設定することで一定の人口密度の維持を目指します。さらに、下段の40年後の長期的に目指すべき将来都市構造として、これらを段階的に進めることにより、まとまりのある市街地形成と快適な暮らしの実現を目指します。

次の7ページの下段では、今御説明した法定のエリア設定と、冒頭お話ししました都市計画区域外も含めた全市の暮らしのイメージをお示ししております。旧市を中心とする市街地部においては、3つの拠点、石巻駅を中心とする「都市核拠点」、石巻河南インターチェンジを中心とする「新都市拠点」、渡波駅周辺を中心とする「準都市拠点」をネットワークで結び、その周辺に「都市型居住促進エリア」を位置づけします。さらに、各総合支所周辺を「地域生活拠点」として位置づけ、立地適正化計画における「多極ネットワーク」の極にあたる部分を明確化し、日用品の購入等、身近な生活を支える拠点として拠点形成を図るものとします。また、その周辺部は「住環境保全エリア」とし、住み慣れた地域でこれまでどおりの暮らしができるエリアとしており、これから20年間で利便性の高い「都市型居住促進エリア」への居住の促進を図りながら、ライフスタイルに応じた暮らし方も実現できる計画しております。なお、「都市核拠点」や「新都市拠点」については「石巻市都市計画マスターplan」においても拠点として位置づけており、総合支所周辺については「地域行政拠点」として名称は異なりますが拠点として位置づけております。また、青色矢印の地域連携軸についても同様に位置づけており、「立地適正化計画」での位置づけにより、拠点性やネットワーク性がより明確化されたことになります。

8ページ以降では、これまでの考え方に基づく法定のエリア設定の考え方についてまとめております。8ページを御覧ください。ピンクの「サービス拠点形成エリア」と黄色の「都市型居住促進エリア」については地図上の着色部分の内側がこの区域であることを示しております。考え方として、サービス拠点形成エリアについては、関連計画との整合や公共交通からの徒歩圏、用途地域などにより設定しており、都市型居住促進エリアについては、前提として災害危険区域等を検討対象外とした上で、生活サービス施設の集積性や人口集積性、交通利便性、都市基盤の充実性から居住利便性の高いエリアを抽出し、さらに今後のまとまりのある市街地形成を鑑みて設定しております。サービス拠点形成エリアについては、面積としてそれぞれ約48.8ヘクタールで、都市型居住促進エリアについては、面積として約1,718ヘクタールで市街化区域の約51.7パーセント、このエリア内の人口は約85,300人で人口密度は1ヘクタールあたり約49.7人となっており、全人口の約6割程度となっています。

それでは、9ページを御覧ください。こちらでは、本市独自の「地域生活拠点・住環境保全エリア」の考え方についてお示ししております。「地域生活拠点」については、日常生活を支える生活サービス施設が身近に存在し、交通ネットワークや自動車等によりスムーズに利用でき、子どもから高齢者までが住み慣れた地域で暮らし続けられる機能が維持された拠点を目指す姿しております。「住環境保全エリア」については、各地域生活拠点までのアクセス性が確保され、職住が近接した多様な地域特有の暮らしが継承され、豊かな自然

との共生や農林水産業と調和した環境が維持された、これまでどおりの住まい方が維持されたエリアを目指す姿としております。ここまでエリア毎のビジョンや考え方について御説明させて頂きました。これより先は施策の推進について御説明いたします。

10ページを御覧ください。こちらではこれまで定めてきたエリアビジョン実現のための施策をお示ししております。それぞれのエリア毎に機能誘導施策を定め、効果的に推進する事としております。施策につきましては、本編の方で多岐にわたりアイデアとして記載いたしており、これから20年間の間に具体化することとしております。

次に11ページを御覧ください。こちらでは、サービス拠点形成エリアにおける拠点形成施設として位置づけるものを記載しております。拠点形成施設は、都市再生特別措置法において『誘導施設』と呼ばれているもので、「都市機能誘導区域内ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設」の事を言い、医療、商業、福祉、子育て、行政施設等の市民が日常生活を営む上で、共同の福祉や利便性の向上を図る観点から生活サービス施設をエリア毎に定めるもので、本市の立地適正化計画においては、現在立地があり今後もエリア内に存在すべき施設や今後充実していくべき施設を位置づけしております。下段では「届出制度」について記載しており、立地適正化計画が公表されると、記載の場合に、市に対して届出が必要となります。この届出は、法で義務付けされているものですが、施設の立地や居住の誘導について市で把握できる効果がありますことから、この届出制度も活用しながら緩やかな都市構造の変化に取り組んでまいります。

次に12ページを御覧ください。立地適正化計画の策定にあたっては、都市再生特別措置法の改正により、近年の自然災害の頻発化、激甚化への対応として「防災指針」を定めることとされており、都市機能や居住の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針で、災害リスクを評価し、それぞれのリスクに対する取り組み等を記載しております。本市の立地適正化計画においては、これまで培ってきた市街地の歴史性や復興まちづくりにより安全安心な住まいの再建を図ってきた経過から、そのハードを最大限活かしつつ、宮城県が新たに公表した津波浸水想定に合わせて改訂した「地域防災計画」と連携した「減災」の考え方を基本とし、避難対策等のソフト対策を充分に活かした人命が失われないことを最重視する施策展開を行うこととしております。

最後に、ここまで御説明してまいりました計画の推進に向けた目標設定と進行管理についてです。13ページを御覧ください。計画期間として概ね20年間としておりますが、下段にも記載のとおり、計画の進行にあたっては、5年毎にP D C Aサイクルに基づいて評価、検証を行ってまいります。上段に、施設、居住、ネットワーク、防災、それぞれの法定事項について目標を設定しており、「懇談会」等の組織を活用し、これらの目標が達成できるよう効果的に進めてまいります。計画の概要の説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

【丸岡会長】

ただいま事務局から説明がありましたので、御質問等ありましたらお願ひいたします。櫻田委員お願いします。

【櫻田委員】

5ページの街づくりの方針の御説明を頂きまして、20年後の暮らしのイメージと40年後の暮らしのイメージということで対比がございますけども、40年後の暮らしのイメージの中で、準都市拠点のところで震災により発生した空き家や空き地の活用が進み、まとまった拠点が形成されるとあるのですが、20年後のイメージはそうですが、40年後はそういうイメージなのかなと思います。あと、あくまで街の中の3拠点というのは解るのですが、旧町のほうへ行きますと支所を中心ということですが、それから外れるような地域も、今回の適正化計画の中ではよく誘導という文言が出るのですが、そうすると20年間とか40年間かけてエリアから外れるところを誘導といいますか、移転というか、そういうのを促進される計画もそれに含まれているということでよろしいでしょうか。

【丸岡会長】

はい。では事務局からお答えをお願いいたします。

【事務局】

20年後と40年後、40年後のまとまった拠点が形成、こちらにつきましては、どうしても現在の場合で40年後ですと今の人口の半分になるということで、どうしてもそれから行きますと拠点に集中していくとか、そういった感じで都市機能を維持していく上ではかなり小さくまとまった街を作るイメージで掲載されております。あと、立地適正化計画については、本来ですと都市計画区域内だけの計画なのですけれども、それ以外の方はどうするのだとなりますので、それらを合わせて全体で考えていきましょうということで、この計画をあげさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

【櫻田委員】

今の二つ目のお話なのですけれども、ということは誘導策が出てくるというイメージなのでしょうか。20年40年かけてということなので、7年とか8年とか長い目で見てということなのでしょうけど、今後将来に向けて誘導というか、例えば半島の外れの方だったりする場合に、中央の方へ出てくださいみたいな、誘導というのが出てくるので、そういう施策が出てくるものと考えられるのかと思っています。

【事務局】

今作ろうとしているのは、都市部に集まつくると生活の利便性が上がりますよ、という計画なのですけれども、今まで同じ農村部だったり漁村部だったり生活はありますので無理に誘導ということではなくて都市に来ると暮らしやすくなりますよということで、そういう感じで、誘導と言ってしまえば、どうしても引っ張つてくるようなイメージですけど、そうではないですね。どちらかと言うと、暮らし方は選んでいただいた方が良いという思いであります。以上です。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に御意見などございませんでしょうか、

【畠山委員】

半分コメントに近い話ですけれども、多分今お示しいただいたような居住誘導区域とかになりますと、こちらのイメージではだいぶ言葉に気をつけられて促進とかそういう形にしていますけど、多分、その国の施策の形として居住誘導区域とか都市機能誘導区域という設定がある前提上、そうせざるを得ないところだと思うのですけれども、一方でやはり今の櫻田委員のような御意見のように、その区域内と外みたいなところがどうしてもついてしまって、他の自治体でもそういうところがありまして、やはりそのところの丁寧な説明が必要なのかなと思います。やっぱりその区域以外に外れると行政サービスが低下してしまうのではないかという懸念を受けます。と、やっぱり拠点化していくと、そういうのは自然の流れであつてしまふのですけれども、やはり、その人口がこれだけ半分ぐらい減少してしまう中で、どうやって自治体機能を維持していくべきか、それに対してさらに石巻市が掲げる歩きやすい街づくりというところを考えたときに、どう拠点化が妥当かというところの説明が必要なのかな、というところがありました。やはり、その区域外になったとしても、例えば震災に関するエリアを保全するとか、緑を保全するとかがありませんも、逆にそこでも行政サービスが遅れるのではないかという懸念が、どうしてもずっとついていってしまふので、その丁寧な説明が必要なのかな、というコメントに近いところです。

【丸岡会長】

ありがとうございました。事務局から回答ありますでしょうか。

【事務局】

どうしても都市中心という考えになってしまいがちですけれど、7ページでイメージ図を示しておりますが、各総合支所も同じような感じで拠点化して、そこに暮らしの拠点を集めて、そこを公共交通でネットワーク化し中心部と結ぶ、そういったイメージで作っておりますので、中心部だけではなくて、各拠点、支所毎に集めていくという考え方ですので御理解をお願いします。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に御意見、御質疑ございましたでしょうか。田中委員さんお願ひします。

【田中委員】

住民説明会を開かれたということで、参加者が少なくてすごく残念です。せっかくやるならたくさんの方に計画を聞いていただく機会のほうがいいなというふうに感じたのですけ

ど、もちろん今後こういった計画を住民さんにお知らせしていく機会を作っていくかれると思うのですけど、それがどれくらいの頻度というか、どういった形でお知らせしていくのかなということを聞かせて頂きたいなと思いました。私の周りでも、子育て中の方たちがお家を建てたりとかするのですが、そういった時に「あら聞いてないわ」みたいな、もっと早く知っていればみたいな事とかも無きにしも非ずみたいなことも思ったりしていて、なるべく早くに多くの住民さんがこの計画を知るという事を、若い世代の方たちと一緒にになり、皆さんに知って頂くって事が大事かなと思って、ちょっと今後の計画を聞かせて頂ければと思いました。

【事務局】

はい今後の予定ですけれども、本日諮問いたしまして、この後最後にも言うのですけれども、来月に答申をいただいて、それに基づいて一定期間2ヶ月ぐらいですかね周知期間を設けまして、その後に公表する予定としておりまして、今考えているのは8月頃公表予定として考えております。

【田中委員】

それはどのような形で公表をいたしますか。

【事務局】

市のホームページと、あとは市報です。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に質疑、御意見がございましたらお願ひいたします。

白土委員さんお願ひいたします。

【白土委員】

ちょっと違和感がずっとあって、何かというと石巻市立地適正化計画。住むところとか暮らしの提案というか、それが20年後、40年後というものを作る案と捉まえていますが、人が張り付くには職がなきやダメだと思っていて、働くところですよね。この中に工業団地みたいなのをどうするのかとか、そういうのは触れないでもいいという案なのですか、というのを疑問に思って、人口が減りますよ、コンパクトに持ってきますよ、裏付けになるのにやっぱり人が張り付くのは仕事で職というようなことをこの中に触れなくてもいいものかな、というのをずっと聞きながら疑問だったのですがその辺は触れなくてもいいのでしょうか。

【丸岡会長】

事務局から回答お願ひいたします。

【事務局】

今回の立地適正化計画は、どちらかと言うと区域設定でございまして、人口減少する中でやはり一定程度の人口密度を保ちましょうという区域設定でございますので、これに向けた施策はですね、全庁を挙げていろんな施策をして対応していきましょうということで。どちらかと言うと施策の前の区域を設定するというイメージでございます。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。苅谷委員さんから手を挙げておられたと思うのですが。

【苅谷委員】

今のお話にこれもコメントになるのですが、区域を設定されてそれをどう担保していくのかというのが今の基本的には届出に尽きると思うのですけれども、交通の話であったり、今のような職業の話であったりというのを紐付けて、これからいろいろな施策なりを作っていくかれると思うのですが、市の計画でもありますながら当然市民の方々にとっての計画でもあると思いますので、周知をかけていくという点でも、まちづくり協議会などが恐らく地域協働課などで各地域で進めいかれると思うのですけれども、そういったときに本計画をお示しされた上でどういうふうな地域づくりをしていくかという話を市民の方々、事業者の方々も考えられる機会を作って頂けると非常に良いと思いました、以上です。

【丸岡会長】

御回答ありますでしょうか。

【事務局】

御意見ありがとうございます。どうしても計画を作りっぱなしではなくてですね、やっぱり計画も5年毎に見直しとなっておりまして、今考えているのは毎年ですね、やっぱりそういった皆さんに集まって頂くというか、懇談会というのもあるんですけどもそういった感じで毎年どれ位まで進捗したとか、これはどうなのという話し合いをしていきたいと思っておりますので、今はその様に考えております。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に御意見御質問などございましたら、齋藤委員さんお願ひします。

【齋藤委員】

資料の中にあったとおり、人口の減少や少子高齢化が深刻な中で、この計画を通して全ての世代の方がこの街に住んで良かったと思える街づくりを進めていきたいなと思いました。その中で、高齢化に対する対応を重要視した、やはりこれから未来をつくる子育て世帯の方々が住んでよかったですよりも、今まさに住みたいと思える具体的な街づくりの政策だったり、石巻市立地適正化計画の市民サイドに立った分かりやすい表現だったり、見える化などの共有が大事なのではないかと思いました。また、市民の声を聞くシステムとして、パブリ

ックコメントやフォーラム型の会の開催などがあると思うのですが、それは常に持続的なものではないのかなと私は考えます。市民の公開の場において、市民を巻き込んだシンポジウムやフォーラム、ワークショップなどを定期的に行い、常にリアルな市民の声を聞く機会が必要なのではないかと思いました。質問ではなく意見になりますが、以上です。

【丸岡会長】

ありがとうございます。事務局側から何か御回答ございますでしょうか。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございます。6年度もそういうものを考えておりまして、前年度も石巻専修大学さんに色々と提案をお願いしております、今年度もやろうかなと思っておりましたので、シンポジウムはやろうかなと思っておりました。

【丸岡会長】

ありがとうございました。高橋委員さんお願ひします。

【高橋委員】

3ページのグラフ、2060年には6万人くらいだと、あくまで数字は数字としてこういった数字で今回この計画に入ったのですけど、適正化計画ね、それはそれとしてやむを得ないと思うのですけれども、いわゆるこういった数字が逆に出されているのであればもっと別な政策をこれ逆にね、右肩下がりじゃなく右肩上がり、急な上がりとは言えないのですけれども、そういう政策がもっと別な部署で市全体でやるべきですよね。でないと何ていうのかな、店じまいの方策を作っているようなことで、それからさつき、あの8万5千人が市の中心部に住んでいると、あの4割はいわば旧町ですよね。じゃあ郡部の人たちがどうなってもいいのかという話、出してしまう訳ですよ。ですから、その辺もやっぱりケアしてやらないと、これをバーッと出してやると、なんだ郡部は何もないのかというような話になってしまないので、その辺の議論もね、今後やっていただければありがたいな、という気がします。そんなところで、どこまでも人口減少が続いている訳ですから、それとしてコンパクトシティを活かす考えはよろしいと思うのですけれども、今後5年毎にローリングかけるというような話もあるので、ぜひそういった部分に期待したい、それから建設部担当じゃなく、別の部署でいろんな福祉とか産業とかねさつきも話し出たけれども、そういう部分がもっと濃く出さないと、やはりますますこれ以上に拍車がかかる可能性がありますよね、人口減少が。そういうところをちょっと感じました。以上です。

【丸岡会長】

事務局から回答お願ひします。

【事務局】

この計画を作るにあたっては、府内で7部20課が参加して作っておりますので、人口減少を止めるような施策とか、他の部と共有しながらやっていきたいと思っております。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に御意見御質問などございませんでしょうか、本郷委員よろしくお願ひします。

【本郷委員】

石巻40年後の6万人、ちょっと想像できないような人口になるという推計でございますけれども、その中で40年というのもあつという間に来ちゃったというのもあってですね、11ページに実際にエリア外に造るときは、届出しなさいということになるのですけれども、なかなか届出だけでは抑止力にはならないじゃないのかなと思ってですね。何処の市町村の方でも届出制というのは多いかと思うのですけれども、本当に街を小さくしていくと街が成り行かなくなるという事を考えると、居住エリアはサービスが良いところにみんな集まつてくるから良いと思うのですけれども、サービス拠点エリア内にいかにそういった施設、民間施設を誘導してくるかというところが課題かなと思ってですね、もうちょっと積極的にインセンティブを与えるような何か施策があつたらなあと思っておりました。

【丸岡会長】

ありがとうございました。いかがでしょうか。

【事務局】

今回策定しました既存の施設をそのまま人口減少でも残していきましょうという計画で策定いたしましたので、あと届出ですね。これはどっちかというと把握したいということですけど、届出しないと罰則規定はあるのですけれどもその罰則を使っている市町村が今のところ無いという事ですので、どっちかというと、どこに何を建てるのか把握したいということで届けて頂きたいというのが強いですよね。あと本編の69ページの方に書いてあるのですけれども、今位置づけている施設とあと今後検討している施設というのも下の欄の方に記載をさせていただいておりますので、今後色々出てくると思うので、そちらの場合には見直し等で対応していきたいと思っております。以上でございます。

【丸岡会長】

よろしいでしょうか。他に御意見や御質問はございませんでしょうか。
それでは、質問、意見が出尽くしたようですが、本計画は内容も冊子も大変厚く多岐に渡るものですから、一定期間をおいて皆様から御意見を頂きたいと考えております。その後、次回の審議会において改めて審議し、本審議会としての意見を取りまとめたいと存じます。詳しい日程については事務局にお任せするとして、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【丸岡会長】

それでは、以上で本日の議事は終了となります。最後に次第の5、その他として委員の皆様から何かございますか。無ければ、事務局からお願ひいたします。

【事務局】

今後の日程について御説明いたします。右上にスケジュール説明資料と書かれたペーパーを御覧ください。先ほど丸岡会長からお話がありましたとおり、委員の皆様からの御意見を頂戴する期間を、令和6年4月12日金曜日までとさせていただき、4月下旬を目途に御回答させて頂きたいと考えております。その後、次回第45回石巻市都市計画審議会を、令和6年5月9日本曜日午前10時から開催したいと思っております。その際、御意見に対する対応、方針について説明のうえ、御審議いただきたいと考えております。御意見については、お配りした記入様式に御記入のうえ、ファクシミリ、またはEメール等で御提出ください。Eメールでの提出を御希望の場合は、データを送付いたしますので、事務局までお申し付けください。以上です。

【丸岡会長】

皆様、長時間にわたってどうもありがとうございました。それでは進行を事務局にお返します。

【司会】

丸岡会長、議事進行ありがとうございました。以上を持ちまして、第44回石巻市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。駐車券をお預けした方は、受付にてお返ししますのでお申しつけください。

午後4時10分 開会